

25文科初第655号
平成25年9月1日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
独立行政法人特別支援教育総合研究所理事長
殿

文部科学事務次官
山 中 伸 一

(印影印刷)

学校教育法施行令の一部改正について（通知）

このたび、別添のとおり、「学校教育法施行令の一部を改正する政令」（以下「改正令」という。）が閣議決定され、平成25年8月26日付けをもって政令第244号として公布されました。その改正の趣旨及び内容等は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処くださるようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、改正の趣旨及び内容等について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第1 改正の趣旨

今回の学校教育法施行令の改正は、平成24年7月に公表された中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（以下「報告」という。）において、「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。」との提言がなされたこと等を踏まえ、所要の改正を行うものである

こと。

なお、報告においては、「その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。」との指摘がなされており、この点は、改正令における基本的な前提として位置付けられるものであること。

第2 改正の内容

視覚障害者等（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度のものをいう。以下同じ。）の就学に関する手続について、以下の規定の整備を行うこと。

1 就学先を決定する仕組みの改正（第5条及び第11条関係）

市町村の教育委員会は、就学予定者のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者等のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから2月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならないとすること。

また、市町村の教育委員会は、就学予定者のうち認定特別支援学校就学者について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから3月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならないとすること。

2 障害の状態等の変化を踏まえた転学（第6条の3及び第12条の2関係）

特別支援学校・小中学校間の転学について、その者の障害の状態の変化のみならず、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によっても転学の検討を開始できるよう、規定の整備を行うこと。

3 視覚障害者等による区域外就学等（第9条、第10条、第17条及び第18条関係）

視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小中学校以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること。

また、視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること。

4 保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大（第18条の2関係）

市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、小学校、中学校又は特別支援学校への就学又は転学に係る通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する

者の意見を聴くものとする。

5 施行期日（附則関係）

改正令は、平成 25 年 9 月 1 日から施行すること。

第 3 留意事項

- 1 平成 23 年 7 月に改正された障害者基本法第 16 条においては、障害者の教育に関する以下の規定が置かれているところであり、障害のある児童生徒等の就学に関する手続については、これらの規定を踏まえて対応する必要があること。特に、改正後の学校教育法施行令第 18 条の 2 に基づく意見の聴取は、市町村の教育委員会において、当該視覚障害者等が認定特別支援学校就学者に当たるかどうかを判断する前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

【参考：障害者基本法（抄）】

（教育）

- 第 16 条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に努める等必要な施策を講じなければならない。
 - 2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。
 - 3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。
 - 4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。
-
- 2 以上のほか、障害のある児童生徒等の就学に関する手続に関しては、報告において、「現在、多くの市町村教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当である。」との提言がなされており、この点についても留意する必要があること。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局

特別支援教育課企画調査係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

電話：03-5253-4111（内線）3193

FAX：03-6734-3737

E-mail：tokubetu@mext.go.jp

25 文科初第 756 号
平成 25 年 10 月 4 日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第 12 条 殿
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

文部科学省初等中等教育局長
前 川 喜 平

(印影印刷)

障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）

中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（平成 24 年 7 月）」における提言等を踏まえた、学校教育法施行令の一部改正の趣旨及び内容等については、「学校教育法施行令の一部改正について（通知）」（平成 25 年 9 月 1 日付け 25 文科初第 655 号）をもってお知らせしました。この改正に伴う、障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処下さるようお願いいたします。

なお、「障害のある児童生徒の就学について（通知）」（平成 14 年 5 月 27 日付け 14 文科初第 291 号）は廃止します。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、下記について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第 1 障害のある児童生徒等の就学先の決定

1 障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっての基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっては、障害のある児童生徒等が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう

にするため、可能な限り障害のある児童生徒等が障害のない児童生徒等と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、必要な施策を講じること。

(2) 就学に関する手続等についての情報の提供

市町村の教育委員会は、乳幼児期を含めた早期からの教育相談の実施や学校見学、認定こども園・幼稚園・保育所等の関係機関との連携等を通じて、障害のある児童生徒等及びその保護者に対し、就学に関する手続等についての十分な情報の提供を行うこと。

(3) 障害のある児童生徒等及びその保護者の意向の尊重

市町村の教育委員会は、改正後の学校教育法施行令第 18 条の 2 に基づく意見の聴取について、最終的な就学先の決定を行う前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

2 特別支援学校への就学

(1) 就学先の決定

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する程度のもののうち、市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学校に就学させることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

(2) 障害の判断に当たっての留意事項

ア 視覚障害者

専門医による精密な診断に基づき総合的に判断を行うこと。なお、年少者、知的障害者等に対する視力及び視力以外の視機能の検査は困難な場合が多いことから、一人一人の状態に応じて、検査の手順や方法をわかりやすく説明するほか、検査時の反応をよく確認すること等により、その正確を期するように特に留意すること。

イ 聴覚障害者

専門医による精密な診断結果に基づき、失聴の時期を含む生育歴及び言語の発達の状態を考慮して総合的に判断を行うこと。

ウ 知的障害者

知的機能及び適応機能の発達の状態の両面から判断すること。標準化された知能検査等の知的機能の発達の遅滞を判断するために必要な検査、コミュニケーション、日常生活、社会生活等に関する適応機能の状態についての調査、本人の発達に影響がある環境の分析等を行った上で総合的に判断を行うこと。

エ 肢体不自由者

専門医の精密な診断結果に基づき、上肢、下肢等の個々の部位ごとにとらえるのではなく、身体全体を総合的に見て障害の状態を判断すること。その際、障害の状態の改善、機能の回復に要する時間等を併せ考慮して判断を行うこと。

オ 病弱者（身体虚弱者を含む。）

医師の精密な診断結果に基づき、疾患の種類、程度及び医療又は生活規制に要する期間等を考慮して判断を行うこと。

3 小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程への就学

（１）特別支援学級

学校教育法第 81 条第 2 項の規定に基づき特別支援学級を置く場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

① 障害の種類及び程度

ア 知的障害者

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの

イ 肢体不自由者

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの

ウ 病弱者及び身体虚弱者

一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの

二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの

カ 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの

キ 自閉症・情緒障害者

一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの

二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適

応が困難である程度のもの

② 留意事項

特別支援学級において教育を受けることが適当な児童生徒の障害の判断に当たっての留意事項は、ア～オについては2（2）と同様であり、また、カ及びキについては、その障害の状態によっては、医学的な診断の必要性も十分に検討した上で判断すること。

（2）通級による指導

学校教育法施行規則第140条及び第141条の規定に基づき通級による指導を行う場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

① 障害の種類及び程度

ア 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

イ 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ウ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

カ 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別

な指導を必要とする程度のもの

キ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力，又は衝動性・多動性が認められ，社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので，一部特別な指導を必要とする程度のもの

ク 肢体不自由者，病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由，病弱又は身体虚弱の程度が，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とする程度のもの

② 留意事項

通級による指導を受けることが適当な児童生徒の指導に当たっての留意事項は，以下の通りであること。

ア 学校教育法施行規則第 140 条の規定に基づき，通級による指導における特別の教育課程の編成，授業時数については平成 5 年文部省告示第 7 号により別に定められていること。同条の規定により特別の教育課程を編成して指導を行う場合には，特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として実施すること。

イ 通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため，指導要録において，通級による指導を受ける学校名，通級による指導の授業時数，指導期間，指導内容や結果等を記入すること。他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校においては，適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成すること。

ウ 通級による指導の実施に当たっては，通級による指導の担当教員が，児童生徒の在籍学級（他の学校で通級による指導を受ける場合にあっては，在学している学校の在籍学級）の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり，助言を行ったりする等，両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。

エ 通級による指導を担当する教員は，基本的には，この通知に示されたうちの一の障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなるが，当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて，当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができること。

オ 通級による指導を行うに際しては，必要に応じ，校長，教頭，特別支援教育コーディネーター，担任教員，その他必要と思われる者で構成する校内委員会において，その必要性を検討するとともに，各都道府県教育委員会等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用すること。

カ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては，医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し，総合的な見地から判断すること。

キ 学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については，通級による指導の対象とするまでもなく，通常の学級における教員の適切な配慮やティーム・ティーチングの活用，学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により，対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。

3 その他

(1) 重複障害のある児童生徒等について

重複障害のある児童生徒等についても、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、就学先の決定等を行うこと。

(2) 就学義務の猶予又は免除について

治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者については、保護者の願い出により、就学義務の猶予又は免除の措置を慎重に行うこと。

第2 早期からの一貫した支援について

1 教育相談体制の整備

市町村の教育委員会は、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備を進めることが重要であること。また、都道府県の教育委員会は、専門家による巡回指導を行ったり、関係者に対する研修を実施する等、市町村の教育委員会における教育相談体制の整備を支援することが適当であること。

2 個別の教育支援計画等の作成

早期からの一貫した支援のためには、障害のある児童生徒等の成長記録や指導内容等に関する情報について、本人・保護者の了解を得た上で、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用していくことが求められること。

このような観点から、市町村の教育委員会においては、認定こども園・幼稚園・保育所において作成された個別の教育支援計画等や、障害児相談支援事業所で作成されている障害児支援利用計画や障害児通所支援事業所等で作成されている個別支援計画等を有効に活用しつつ、適宜資料の追加等を行った上で、障害のある児童生徒等に関する情報を一元化し、当該市町村における「個別の教育支援計画」「相談支援ファイル」等として小中学校等へ引き継ぐなどの取組を進めていくことが適当であること。

3 就学先等の見直し

就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが適当であること。このためには、2の個別の教育支援計画等に基づく関係者による会議等を定期的実施し、必要に応じて個別の教育支援計画等を見直し、就学先等を変更できるようにしていくことが適当であること。

4 教育支援委員会（仮称）

現在、多くの市町村の教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに、「教育支援委員会」（仮

称) といった名称とすることが適当であること。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局

特別支援教育課企画調査係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

電話：03-3875253-4111（内線）3193

FAX：03-6734-3737

E-mail：tokubetu@mext.go.jp

令和 3 年 6 月 3 0 日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当部課長
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

殿

文部科学省初等中等教育局長

瀧 本 寛

(公印省略)

「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを
踏まえた学びの充実に向けて～」について（通知）

今般、新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告（令和 3 年 1 月）
及び中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供た
ちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（令和 3 年 1 月）」
が取りまとめられ、障害のある子供の就学相談や学びの場の検討等の充実に資するよ
う、「教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～
（平成 25 年 10 年）」の内容を充実すべきとの提言がなされました。

これを受け、文部科学省では、障害のある子供一人一人の教育的ニーズを踏まえた適
切な教育の提供や、就学後を含む一貫した教育支援の充実が図られるよう、また、障害
のある子供の教育支援に携わる全ての関係者の指針となるよう、同資料の名称を「障害
のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充
実に向けて～」に変更するとともに、内容の改訂を行いました。その改訂の内容等は下
記のとおりですので、十分に御了知の上、本手引の活用により、子供たち一人一人の教
育的ニーズを踏まえた学びの充実を図っていただくようお願いします。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員
会に対し、域内の各市区町村教育委員会におかれては所管の学校に対し、各指定都市教
育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県の知事及び構造改革特別区域法
第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法
人等に対し、各国公立大学法人学長におかれては設置する附属学校に対し、本通知の趣
旨について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第1 改訂の基本方針

1 一貫した教育支援の充実

障害のある子供一人一人の教育的ニーズを把握し、それに応じた適切な教育及び必要な支援を行う特別支援教育の理念を実現していくため、早期からの教育相談・支援や、就学後の継続的な教育相談・支援を含めた全体を「一貫した教育支援」とするこれまでの基本的な考え方は継続して重視したこと。

その上で、今回の改訂では、特に、教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を柔軟に見直すことについて改めて理解を深め、一貫した教育支援の中で、就学先となる学校や学びの場における学びの連続性の実現を一層推進していくこととしたこと。

2 教育的ニーズの重視

今回の改訂では、特に、小学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった学びの場の判断について、教育支援委員会等を起点に様々な関係者が多角的、客観的に検討できるようにするため、「教育的ニーズ」に関する内容やその取扱いについての充実を図ったこと。

3 就学先決定等のプロセスに基づく教育支援の質の向上

本人及び保護者、教育委員会及び学校等の共通理解の下、教育支援に関する情報の共有や整理・検討が行われ、市区町村教育委員会による就学先となる学校や学びの場の総合的な判断や決定が行われるよう、就学先決定等のモデルプロセスを再構成するとともに、各プロセスにおける基本的な考え方を明確にしたこと。

4 就学先となる学校や学びの場における教育機能等の具体化

障害種毎に、教育的ニーズを整理する際の視点を具体化するとともに、就学先となる学校や学びの場、障害の状態等を踏まえた教育の内容やその取扱い等の検討に資する記載を充実したこと。

5 情報の引継ぎ等を重視した対応

就労や進学等の教育支援の主体が替わる際、個別の教育支援計画の作成・活用により、情報の共有や引継ぎに取り組むことがより強く求められていることから、引き継がれるべき事項やその取扱いに関する記載を充実したこと。

第2 改訂の要点

1 「教育的ニーズ」に係る基本的な考え方の整理（第1編関係）

障害のある子供の就学に係る基本的な考え方を示し、「教育的ニーズ」について、①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容、

の三つの観点に基づき整理することを示したこと。

2 就学先決定等のモデルプロセスの再構成（第2編関係）

従前からの教育相談・就学先決定のモデルプロセスを、実際の就学に係る一連のプロセスに沿って、次の（１）～（３）に再整理し、それぞれ取組の基本的な考え方や留意点等を整理して示したこと。

（１）就学に関する事前の相談支援（第2章関係）

法令に基づく就学手続が開始される前の時期に、本人及び保護者を対象とした就学に向けた準備を支援する活動について、留意事項を充実して示したこと。

（２）就学先の具体的な検討と決定プロセス（第3章関係）

法令に具体的に定められている学齢簿作成以降のプロセスについて順を追って示すとともに、次のことについて充実して示したこと。

① 市区町村教育委員会による教育的ニーズの整理と必要な支援の内容の検討

市区町村教育委員会による障害のある子供の教育的ニーズの整理と必要な教育支援の内容の検討を一層充実するため、以下の項目を新たに示し、それぞれについて基本的な考え方を整理したこと。

- ・重複障害のある子供について
- ・特別支援学級と通級による指導等との関係について
- ・特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習について
- ・医療的ケアの必要な子供について
- ・障害のある外国人の子供について

② 教育支援委員会等による専門家からの意見聴取

小中学校に就学する場合において、どの学びの場（通常の学級、通級による指導、特別支援学級）がふさわしいかについても、教育支援委員会等を起点に、様々な関係者が多角的、客観的に検討していくことを示したこと。

更に、就学先の学校や学びの場の判断について、必要に応じて、都道府県教育委員会や特別支援学校は、市区町村教育委員会や小学校等に対する指導・助言を行うことを示したこと。

（３）就学後の学びの場の柔軟な見直し（第4章関係）

子供の教育的ニーズの変化に応じた、就学後の学びの場の柔軟な見直しが、更に推進されるよう、内容の充実を図ったこと。

具体的には、子供の教育的ニーズの変化の的確な把握や、その変化に継続的かつ適切に対応するため、在籍校と教育委員会が連携した学びの場の変更など、学びの場の柔軟な見直しに当たってのプロセスを充実して再整理したこと。

また、全ての関係者が学びの場の変更に関する理解が進むよう、学びの場の変更に関する事例（6事例）を新たに示したこと。

(4) 情報の引継ぎ（第3章の11 関係）

就学や進学等の際における情報の引継ぎの重要性や、教育のデジタル化を踏まえた環境整備が必要であることを踏まえ、個別の教育支援計画の作成・活用に関する記述を充実したこと。特に、別途、文部科学省から発出した「個別の教育支援計画の参考様式について（事務連絡）」なども活用しつつ、支援の内容等に関する情報を切れ目なく確実に引き継ぐことが重要であることを示したこと。

3 障害種毎に教育的対応の充実に資するような解説の充実（第3編関係）

教育的ニーズを整理する際に、障害種（※）毎に具体的に把握すべき内容の改善及び充実に図ったこと。

また、障害種毎に、それぞれの学びの場（通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校）の対象となる子供の障害の状態等についての解説を充実するとともに、教育課程の編成等について検討を行う際に理解しておかなければならない学習指導要領に関連した基本的な内容を充実して示したこと。

（※）Ⅰ．視覚障害、Ⅱ．聴覚障害、Ⅲ．知的障害、Ⅳ．肢体不自由、Ⅴ．病弱・身体虚弱、Ⅵ．言語障害、Ⅶ．自閉症、Ⅷ．情緒障害、Ⅸ．学習障害、Ⅹ．注意欠陥多動性障害

第3 別冊「小学校等における医療的ケア実施支援資料」

近年、小学校等に在籍する喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な子供（以下「医療的ケア児」という。）が増加傾向にあることを踏まえ、小学校等や教育委員会等における医療的ケアに関する体制の整備等の参考となるよう、手引の「別冊」として「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」を新たに作成したこと。その内容は以下のとおりであること。

1 医療的ケアの概要等と小学校等における受け入れ体制の構築（第1編及び第2編関係）

医療的ケアを実施するための学校の実施体制の整備や市区町村教育委員会等による総括的な管理体制の構築等について示したこと。

2 医療的ケア児の状態等に応じた対応（第3編関係）

医療的ケアの種類毎に具体的な内容を示すとともに、教職員が教育活動を行うに当たって留意することを示したこと。

本手引や関係資料については、以下のURLに掲載されております。

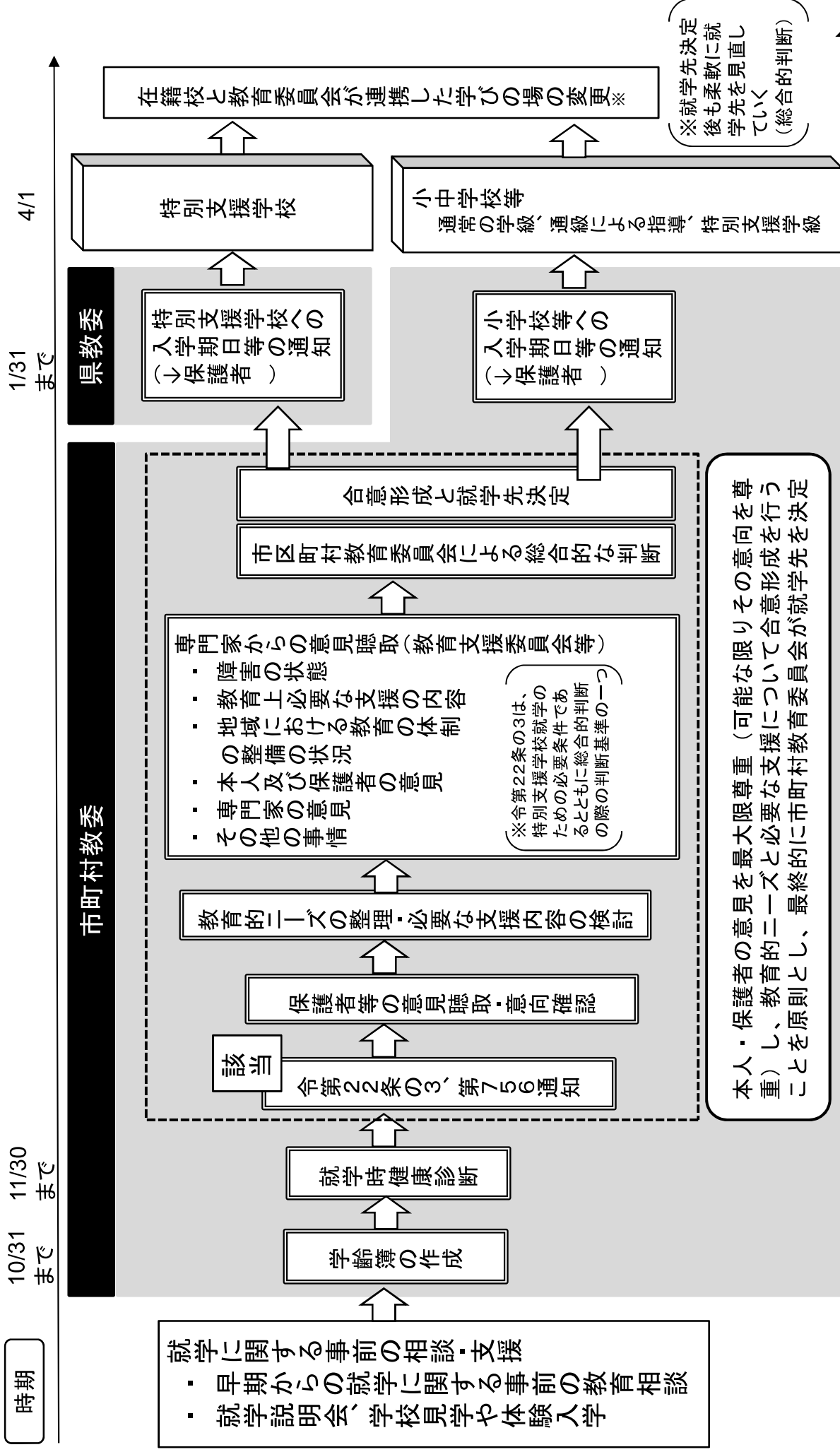
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm

【本件連絡先】

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課 企画調査係

TEL:03-5253-4111(内線3195) E-mail: tokubetu@mext.go.jp

障害のある児童生徒の就学先決定について（手続の流れ）



情報の引継ぎ／個別の教育支援計画の作成・活用

障害のある子供の学びの場の決定について ―教育委員会の取組―

早期からの就学に関する事前の教育相談（本人及び保護者面談を含む）

市区町村教育委員会

【就学前からの健康診査との連携】

- ・ 1歳6か月健診、3歳児健診
- ・ 自治体によっては5歳児健診も活用可能

【就学に関する事前の相談・支援】

- ・ 本人及び保護者への十分な情報提供、啓発資料の作成と活用
- ・ 就学説明会の実施
- ・ 障害のある子供の早期発見と早期支援
- ・ 個別の教育支援計画の活用による支援
- ・ 早期からの就学に関する事前の教育相談（本人及び保護者面談を含む）
- ・ 対象となる子供の行動等の観察
- ・ 学校見学や体験入学の実施
- ・ 先輩の保護者や障害当事者等の経験に学ぶ機会の設定 等

【就学に関する事前の相談・支援を通じた情報の整理・共有】

- ・ 個別の教育支援計画の作成の開始

障害のある子供の学びの場の決定について ―教育委員会の取組―

法令に基づく就学先の具体的な検討と決定プロセス

市区町村教育委員会

- 10月1日時点の学齢簿を作成(10/31まで)
- 就学時健康診断(11/30まで)
- 就学先の検討に先立った、保護者等からの意見聴取・意向確認のための就学相談
- 教育的ニーズの整理と必要な支援の内容の検討
 - ・教育的ニーズを整理する際の3観点(障害の状態等、特別な指導内容、教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容)

市区町村教育委員会

教育支援委員会等(市区町村教育委員会)による専門家からの意見聴取

- 令第22条の3及び第756号通知の障害の状態等に該当する子供の就学先となる学校や学びの場を検討。
【検討すべき総合的な観点】
 - ・障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、本人・保護者の意見(可能な限り意向を尊重)、専門家の意見、その他の状況
- 保護者との合意形成に努める。 ※ 合意形成に至らない場合は調整が必要

市区町村教育委員会

- 教育支援委員会等による専門家からの意見聴取を踏まえ、市区町村教育委員会が総合的に判断し、最終的な決定を行う。
※ 22条の3該当か否か及び、どの学校や学びの場であるか。

22条の3非該当及び22条の3該当で、認定特別支援学校就学者ではないとされた場合

- ・市区町村教委において具体的な学びの場(通常の学級、通級による指導、特別支援学級)をさらに検討。

- 22条の3該当で、認定特別支援学校就学者とされた場合
 - ・ 市区町村教委から都道府県教委に対し、認定特別支援学校就学者であることの報告(12月末まで)

都道府県・市区町村教育委員会

- 保護者に対し、入学期日等の通知(1月末まで)
 - ・ 地域の学校の場合、市町村→保護者(通常の学級、通級による指導、特別支援学級)
 - ・ 特別支援学校の場合、県→保護者(学齢簿には副次的な籍を記載)

障害のある子供の学びの場の決定について ―教育委員会の取組―

入学前後の支援

都道府県・市区町村教育委員会

【入学に至るまでの様々な教育相談・移行支援】

- ・ 情報の引き継ぎ（個別の教育支援計画の作成等）

入学

【就学後の学びの場の柔軟な見直し】

- ・ 個に応じた適切な指導の充実
- ・ 子供の教育的ニーズの変化の的確な把握
- ・ 継続的な教育相談の実施
- ・ 在籍校と教育委員会が連携した学びの場の変更
- ・ 関係者会議などを通し、子供の教育的ニーズと必要な支援の内容を検討し、就学先等を柔軟に見直す（総合的判断）
- ・ 学びの場の見直しに当たっての本人及び保護者との合意形成